

政 委 第 3 号

平成20年1月31日

日本司法支援センター評価委員会

委員長 山本和彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋洋治

平成18年度における日本司法支援センターの業務の実績
に関する評価の結果についての意見

当委員会は、平成19年8月29日付けをもって貴委員会から通知のあった「日本司法支援センターにおける平成18年度業務実績の評価結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

平成 18 年度における日本司法支援センターの業務の実績
に関する評価の結果についての意見

平成 18 年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【日本司法支援センター】

- 独立行政法人は、国の基準に基づき随意契約について公表することとされているが、本法人は独立行政法人の随意契約に関する公表項目のうち、予定価格及び落札率については公表していない。また、随意契約の公表に係る事項について事業報告書等において記載されておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、随意契約に係る公表項目の実態について事業報告書等で明らかにさせるとともに、独立行政法人における取扱いを踏まえ、本法人における公表項目の妥当性について評価を行うべきである。
- 本法人がコールセンターや常勤弁護士への相談内容、相談者氏名等の秘匿性の高い情報を取り扱っているにもかかわらず、内部統制について事業報告書等において記載されておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況（倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など）等についての評価を行うべきである。
- 契約弁護士が国選弁護人に選任された複数の被告事件において、公判期日への不出頭等により措置されるという事案が発生している。今後の評価に当たっては、本法人の主要な業務の一つである国選弁護関連業務の適切な実施を確保するため、契約弁護士の職務の独立性に配慮しつつ、類似の不幸事案の再発防止について評価を行うべきである。